

「中小企業憲章」制定および「中小企業担当大臣」設置に関する決議

中小企業家同友会全国協議会（以下、中同協）では設立40周年にあたり、7月9・10日第41回定時総会を東京で開催し、「中小企業憲章草案・第1次案」を会内討議資料として発表するとともに、「第一に、国民の幸せの見える社会を展望する『中小企業憲章』制定運動に全会員一丸となって取り組みます。同時に、すべての地域で、憲章運動を担う中小企業振興基本条例制定運動をすすめます。そのためには、まず一人ひとりが大切にされる社会を担う企業づくりを進め、中小企業の力を強くしていくと同時に、中小企業重視の政治への抜本的転換を求めていきます」という総会宣言を採択しました。

私たち愛知中小企業家同友会では、2002年9月創立40周年事業の一環として「欧州中小企業政策視察団」をオランダ、ベルギーの2カ国派遣し、「EUヨーロッパ小企業憲章」を目の当たりに見て、日本でも同様の宣言が必要なことを痛感しました。以降、「中小企業憲章」制定の全国的先駆けとして、経営指針と外部環境を結合した憲章学習方法の提唱、「今、なぜ中小企業憲章なのか」の学習資料の作成などに取り組み、現在100を超す学習会にのべ2500名が参加しています。また中同協「中小企業憲章草案・第1次案」作成にあたっては、愛知同友会が独自に行っている政策要望調査で出された数多くの会員の声をまとめ、反映してきました。

またこのような過程の中で中小企業憲章の実効性を担保する観点から、かねてより要望として明言してきた「中小企業担当大臣」の設置について、これまで以上に運動を強化し、広くその討議の輪を会外へと向けていくことを決意しました。

中小企業は、雇用の創出、固有の専門能力に基づく新たな市場創造、経済の革新を通じて国民経済を創造的に発展させる主人公です。また、中小企業は多様性にあふれた日本経済・地域経済を築く担い手です。また、中小企業は人間尊重の経営を通じ、労働の喜びに満ち、自然と共生し、文化的で平和的な事業を創出することによって、国民経済の健全な発展を促進させる存在でもあります。

しかし一方、これまでの自助努力にも関わらず、中小企業に課せられた不公正な取引・競争環境、経営資源の不足などの諸問題は改善されることはなく、むしろ中小企業が経済的・社会的役割を果たすことを著しく困難なものとしています。さらに現在では、大企業への経済力の集中が進んでいること、経済のグローバル化の進展に伴い、中小企業の経営環境の変化が急速化していることなど、これまで以上に中小企業の存立が脅かされる事態となっています。

中小企業は、大きな発展性と可能性という類稀な潜在能力を備えた存在です。中小企業憲章は、中小企業が課されてきた問題性を抜本的に是正し、より発展的、創造的、かつ多様性に溢れた社会経済構築の礎となるものです。未曾有の大不況と言われる今こそ、中小企業の潜在能力の開花が求められます。

愛知同友会では「憲章草案」の学習活動は言うまでもなく、会外諸組織へのPRを含めた制定運動に積極的に取り組むと共に、中小企業担当大臣の設置を求めるべく広く社会に働きかけていきます。